

土岐市多機能型子育て支援拠点施設の指定管理者募集要項

本市は、イオンモール土岐内に設置している多機能型子育て支援拠点施設「ときめつく」について、土岐市多機能型子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和４年土岐市条例第４号）第４条の規定により指定管理者制度を導入します。

つきましては、指定管理者の公募を以下の要領で実施します。

なお、指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- （１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）
- （３）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）ほか労働関係法令
- （４）土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成１７年土岐市条例第１号。以下「手續条例」という。）
- （５）土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成１７年土岐市規則第２号。以下「手續規則」という。）
- （６）土岐市行政手續条例（平成９年土岐市条例第１号）
- （７）土岐市個人情報保護条例（平成１４年土岐市条例第２７号）
- （８）土岐市情報公開条例（平成１１年土岐市条例第２６号。以下「情報公開条例」という。）

１ 対象施設

- （１）名 称 土岐市多機能型子育て支援拠点施設「ときめつく」
- （２）所 在 地 土岐市土岐津町土岐口１３７２番地の１
イオンモール土岐２階
- （３）規 模 ９３．１８㎡ 別紙、平面図のとおり
- （４）施設概要 本施設は、イオンモール土岐２階のテナントの一角に設置し、主に小学校就学前の子ども（以下「乳幼児」という。）とその保護者が利用する施設となります。「遊びの広場」、「図書コーナー」の他、相談室や事務室を設置しています。なお、施設内にトイレはありません。イオンモール土岐内のトイレ利用となります。
※本テナントは、市とイオンモール株式会社で「定期建物賃貸借契約」を締結しています。

２ 管理の基準

- （１）開館時間
午前１０時から午後５時まで
ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を

変更することができます。

(2) 休館日

- ①月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く）
 - ②12月29日から翌年の1月3日までの日
 - ③休日の翌日（その日が日曜日、土曜日、休日又は①、②でない日に当たる場合は、その直後の日曜日、土曜日、休日又は①、②でない日）
- ただし、指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、変更又は臨時に休館日を設けることができます。

3 指定管理者が行う業務

別紙「土岐市多機能型子育て支援拠点施設管理運営業務仕様書」による以下の業務

- (1) 地域子育て支援拠点事業
- (2) 利用者支援事業
- (3) ファミリー・サポート・センター事業
- (4) 施設の維持管理に関する業務

①本施設、設備及び備品等の維持管理業務

利用者に良好な利用環境を提供するため、日常的点検・法定点検その他必要な保守点検業務を実施し、また、イオンモール土岐内のテナントの環境に悪影響を及ぼさないよう、次に留意し、施設、設備及び備品等の機能を良好に維持保全すること。

ア) 警備業務

- ・基本的な機械警備についてはイオンモール土岐で行われます。
- ・その他、必要となる警備を実施し、個人情報や通信機器等の管理を徹底すること。

イ) 清掃業務

衛生的な施設環境を保つため、適切に行うこと。なお、事業ごみの分別・処理については、イオンモール土岐の指示に従い、資源物の分別を徹底して、ごみの減量・リサイクルに努めるものとする。

ウ) 修繕等

施設、設備及び備品等の保守点検業務の結果、破損、故障等機能低下又はその恐れが認められた場合は、市へ報告するとともに、必要に応じた修繕等を行うこと。

エ) 遊具及び玩具等に関する特記事項

乳幼児用に配置する遊具及び玩具等については、乳幼児の特性を考慮した衛生・安全管理を行う。

②防災等業務

ア) 地震、火災等の災害及び事故による傷病等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災計画や行動マニュアルを定めること。

イ) イオンモール土岐の指示により、日頃から、訓練を行い、利用者、職員等の安

全確保を図ること。また、災害等の緊急事態が発生した場合には、被害が最小になるように、迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告すること。

(5) その他、施設の目的を達成するために市長が必要と認める業務

「土岐市多機能型子育て支援拠点施設管理運営仕様書」のとおり

※留意事項

- ①本施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業（自主事業）を行うことができます。ただし、事業計画に基づき実施することとし、本業務の妨げにならない範囲及び公共性に配慮した事業としてください。
- ②本施設は、イオンモール土岐の1テナントであり、各テナントの店長会への参加、郵便物の取扱、従業員登録など、イオンモール土岐の営業管理規則に基づく業務を行うこと。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 申請資格

次の各号を全て満たすものとします。

- (1) 法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）で、多機能型子育て支援拠点施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者（個人での申請は不可）。
- (2) 複数の法人等により構成する場合も可能としますが、その場合、代表法人等を定めること（他の法人等は構成法人等とする）。
- (3) 申請法人等（複数の法人等の場合、代表法人等及び構成法人等）が次のいずれかに該当しないこと。
 - ①施行令第167条の4又は土岐市指名停止措置要綱（平成7年土岐市訓令甲第5号）の規定に該当する法人等
 - ②当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた法人等
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続きをしている又はその予定である法人等
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等
 - ⑤土岐市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止を受けている法人等
 - ⑥国税又は地方税を滞納している法人等（非法人にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）

6. リスク分担と保険加入等

施設の管理運営に関する基本的なリスク分担に対する方針は次のとおりとし、指定管理者は、これらに基づく利用者への損害賠償等、自らのリスクに対して適切な範囲で保険等に参加すること。

項目	内容	土岐市	指定 管理者
消費税率の変動	市が指定管理者に対して支払う管理に係る委託料のうち消費税相当分の増減	○	
その他税等法定経費の変動	上記消費税相当分を除き、法人税等の税率の増減、雇用者に係る事業主負担の増減等の法定経費の変動		○
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需用の変動	利用者の減少		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
運営リスク	自然災害や暴動等、不可抗力による臨時休館等	○	
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館等		○
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部の利用停止		○
セキュリティ	管理運営業務上の瑕疵による情報漏えい及び犯罪発生		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	管理運営業務に係る利用者からの苦情又は要望に関するもの		○
	管理運営業務に係るもの以外について利用者からの苦情又は要望に関するもの	○	
施設・設備・備品の修繕	施設の大規模改修に係る費用	○	
	1件につき10万円以内の経年劣化による修繕		○
	1件につき10万円を超える経年劣化による修繕	○	
保守点検	市の事由による業務内容、用途変更に起因する保守・点検費の増大	○	
	指定管理者の責による保守・点検の不備による機器の不調によるもの		○

施設・備品・資料等の損傷	自然災害や暴動等、不可抗力によるもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	
	管理運営上の瑕疵によるもの		○
利用者等への損害賠償	施設の構造上の瑕疵によるもの	○	
	管理運営業務の瑕疵によるもの		○
事業終了時の現状復帰	指定管理業務の期間が終了した場合、又は期間中途における事業者の撤収にかかる費用		○

※1 なお、本表に定める事項について、疑義が生じた場合又は本表に定めのない事項については、市と指定管理者が別途協議し、決定するものとする。

7 募集要項の配布

募集要項を令和8年7月27日（月）～令和8年8月31日（月）午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）配布します。郵便での配布は行ないません。また、土岐市ホームページからダウンロードすることもできます。

○配布場所

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101

土岐市健康福祉部こども家庭課（市役所1階）

電 話 0572-54-1111（内線177）

メールアドレス kosodate@city.toki.lg.jp

8 応募者説明会

募集要項の内容について、次のとおり説明会を開催します。説明会への参加は応募の条件ではありません。なお、会場の都合上、参加者は1団体につき2名程度とします。

（1）日時

令和8年8月3日（月）午後2時から

（2）場所

土岐市役所 3階 大会議室3B

（3）申込み

説明会への参加を希望する場合は、令和8年7月31日（金）午後4時30分までに、こども家庭課窓口に電子メールでご連絡ください。

（4）その他

説明会での募集要項の配布は行いませんので、募集要項を持参のうえ参加してください。

9 募集要項に関する質問の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年7月27日（月）～令和8年7月31日（金）午後4時30分まで

質問方法：質問書（任意様式）を電子メールで送信してください。

※口頭による質問は受け付けません。

回答方法：質問に対する回答は、受付期間の終了後、一括して8月3日（月）にホームページに掲載することにより行います。

10 申請の手続き

（1）提出書類

①指定管理者指定申請書（手続規則「別記様式第1号」）

②多機能型子育て支援拠点施設の指定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画及び収支予算書（手続規則「別記様式第2号、別記様式第3号」）

※指定期間（令和9～13年度）における自主事業計画も明記すること。（別記様式第2号の（その4）6その他の欄）

③令和6年度及び令和7年度の申請法人等に関する収支計算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類

※指定期間（令和9～13年度）における各年度の事業計画書及び収支予算書

④直近の申請法人等に関する貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

⑤申請法人等の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

⑥現に行っている業務の概要を記載した書類

⑦法人にあっては登記簿謄本、非法人にあっては代表者の身分証明書

⑧定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

⑨申請団体の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

⑩完納証明書（国税、県税、市税）

（2）提出部数

正本1部、副本9部を提出すること。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出すること。

（3）提出期間

令和8年8月17日（月）～令和8年8月31日（月）午前9時～午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（4）提出方法

直接、こども家庭課へ持参すること。（事故防止のため郵便等での提出は受け付けません。）※書類に不備があった場合は、受け付けしません。

（5）申請に際しての留意事項

①申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません（軽易なものを除く）。

②応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

③費用負担

応募に関して必要となる経費は、法人等の負担とします。

④提出書類の取扱い・著作権

法人等の提出する書類の著作権は、それぞれの作成法人等に帰属します。なお、指定管理者の選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は、応募者の承諾を得ず、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑤追加書類の提出

市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

⑥提供資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

1 1 審査及び選定に関する事項

(1) 第1次審査（書類審査）

ア 申請法人等の資格確認審査

イ 多機能型子育て支援拠点施設の運営に関する事業計画等の内容審査

(2) 第2次審査（書類審査通過者に対し委員会が行う審査）

審査にあたり、提出書類について説明していただく機会を設けます（10月上旬～中旬を予定）。開催日時、場所、実施方法等については別途通知します。

(3) 選定結果の通知

委員会において、本要項の選定基準に基づき審査を行い、選定結果は、令和8年10月下旬（予定）を目途に申請者全員に通知します。

(4) 選定結果の公開

委員会の審査結果は、申請者の名称及び総合得点等を公開します。

(5) 指定の手続き

選定された法人等については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を土岐市議会へ提出し、議決後に指定管理者として指定します。指定に当たっては、指定法人等へ文書で通知するとともに、土岐市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の定めるところにより告示します。

(6) 協定の締結

選定後、選定された法人等と細目の協議を開始し、指定の議決後に協定を締結します。

(7) その他の留意事項

①選定委員及び関係市職員との接触の禁止

申請予定者及び申請者は、委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触（現地説明会・面接等の正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められ

た場合には失格とすることがあります。

②重複提案者等の禁止

ひとつの法人等が複数の提案をすることはできません。

③選定審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・本要項に違反し又は著しく逸脱した場合
- ・提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ・その他不正な行為があった場合

なお、応募法人等には、指定管理者選定委員会に出席の上、申請内容について説明を求めます。

1 2 選定基準

指定管理者の選定に当たっては、「土岐市指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき設置された「指定管理者選定委員会」において、事業計画の実施に要する費用、効果、事業計画に沿って施設を管理する能力等を総合的に評価します。

審査項目及び配点

1. 申請法人等の経営に関すること			
	基準名	着眼点	配点
①	申請法人等の経営方針等	法人等の経営方針・理念は明確であるか。	5
		法人等の経営の健全性は保たれているか。	
		類似施設の運営実績があるか。ある場合はその経験年数、施設数、規模、状況など。	5
②	応募動機	多機能型子育て支援拠点の運営を希望する理由は適切か。	5
2. 施設の経営方針に関すること			
	基準名	着眼点	配点
①	将来展望	施設の経営に対しての基本方針及び将来展望の考え方は適切か。	5
②	施設運営に関する計画	利用者への対応等、サービス提供を行なうための具体的な取組はあるか。また、サービスの向上につながる方策があるか。	10
		施設の利用向上に関する計画は適切か。	10
		施設の事業内容に照らし、管理経費節減のための方策は適切か。また、取組の姿勢はどうか。	5
3. 施設の管理に関すること			
	基準名	着眼点	配点
①	職員の配置計画	施設を運営するにあたり、職員の配置及び業務分担は適切か。	10
		施設を運営するにあたり、職員の勤務時間及び勤務体制は適正か。	10

4. 情報の管理に関すること			
	基準名	着眼点	配点
①	個人情報の保護	個人情報の管理体制は適切か。(職員への周知、書類保管、利用の適正)	5
5. 緊急時の対策に関すること			
	基準名	着眼点	配点
①	安全対策、危機管理	日常の事故防止や防犯などの安全対策及び事故や災害発生時の対応などが十分に考えられているか。	5
6. その他			
	基準名	着眼点	配点
①	自主事業の有効性	事業内容は施設の設置目的に合致しており、かつ施設を活性化するものか。※自主事業を実施しない場合は「普通」と評価する。	5
②	収支計画書の妥当性	管理経費の設定に無理はないか、過不足はないか。収支の積算と管理計画の整合性は取れているか。	10
③	管理運営費の提案額	上記の項目を踏まえ、妥当な価格であるか。 (事業上限額 126,221 千円)	10

1.3 指定管理者の公募及び選定スケジュール

- (1) 募集要項の配布・・・・・・・・・・令和8年7月27日(月)～8月31日(月)
- (2) 質問の受付・・・・・・・・・・令和8年7月27日(月)～7月31日(金)
- (3) 申請の受付・・・・・・・・・・令和8年8月17日(月)～8月31日(月)
- (4) 説明会の実施・・・・・・・・・・令和8年8月3日(月)午後2時～
- (5) 指定管理者候補の選定
 - 第1次審査(書類審査)
 - 第2次審査(委員会による審査)・・・令和8年10月上旬～中旬(※日時未定)
- (6) 指定管理候補者選定結果の通知・・・令和8年10月下旬予定
- (7) 指定に係る議会の議決・・・・・・・・令和8年12月下旬予定
- (8) 指定管理者の指定通知及び公示・・・令和8年12月下旬予定
- (9) 基本協定及び年度協定の締結・・・令和9年1月以降

1.4 管理に係る委託料に関する事項

(1) 指定管理料の額

指定期間中の指定管理料の総額は、126,221千円(消費税及び地方消費税込み)以内とします。なお、消費税の税率は10%ですが、税率が変更された場合の実際の指定管理料の額は、当該税率の改正を踏まえて定めることとなります。

(2) 経費の支払い

会計年度(4月1日から翌年の3月31日)ごとに指定管理者の請求に基づき支払い

ます。支払い時期や金額及び方法は協定にて定めます。

(3) 修繕費の取り扱い

1 件あたり 10 万円以下の修繕は、指定管理料の範囲内で指定管理者の負担において行うこととします。ただし、1 件あたり 10 万円を超える修繕については、市の負担とします。

なお、行った修繕については、随時、報告書の提出をしていただきます。

1.5 事業実施に関する留意事項等

(1) 業務開始前に事業の実施が困難になった場合等の措置

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すことができることとします。

- ①手形若しくは銀行取引停止処分がなされたとき、又は支払停止事由が生じたとき
- ②差押、仮差押又は仮処分を受けたとき
- ③破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき
- ④当該施設の管理運営に必要な事項の許認可等について、監督行政庁から許認可の取消処分又は停止処分を受けたとき
- ⑤この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格が無いことが判明したとき
- ⑥その他市長が必要と認めるとき

(2) 指定期間満了以前における指定の取消等

指定管理者の責めに帰すべき事由による場合、市は、指定管理者に対して指定の取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。このとき、市に生じた損害の取り扱いについては、市と指定管理者が協議するものとします。

- ①業務に際し不正行為があったとき
- ②市に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく報告等を拒んだとき
- ③市が行なった業務改善勧告に、正当な理由がなく応じないとき
- ④協定書の内容を履行しない、又は違反したとき
- ⑤手形若しくは銀行取引停止処分がなされたとき、又は支払停止事由が生じたとき
- ⑥差押、仮差押又は仮処分を受けたとき
- ⑦破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき
- ⑧当該施設の管理運営に必要な事項の許認可等について、監督行政庁から許認可の取消処分又は停止処分を受けたとき
- ⑨この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合

⑩その他市長が必要と認めるとき

土岐市の責めに帰すべき事由による場合、指定管理者は、土岐市に対して指定の取消、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を申し出ることができます。この場合、市は、指定管理者との協議を経てその措置を決定することとします。また、このとき、指定管理者に生じた損害の取り扱いについては、市と指定管理者が協議するものとします。

⑪市が協定内容を履行せず、又はこれに違反した場合

⑫市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被った場合

⑬その他指定管理者が必要と認める場合

(3) 業務の継続が困難となった場合

次の場合、指定管理者は、市に対して指定取消又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止の協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取消又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を行うものとします。

①不可抗力その他市及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となったとき

②市が当該施設を廃止又は休止するとき

③災害等の発生により、市が当該施設を避難施設等として使用する場合

④その他市又は指定管理者が必要と認めるとき

(4) 施設の運営管理上のリスクについて

①運営管理上の瑕疵に起因する事故の発生に対応するため、指定管理者は、リスクに応じた保険等に参加してください。

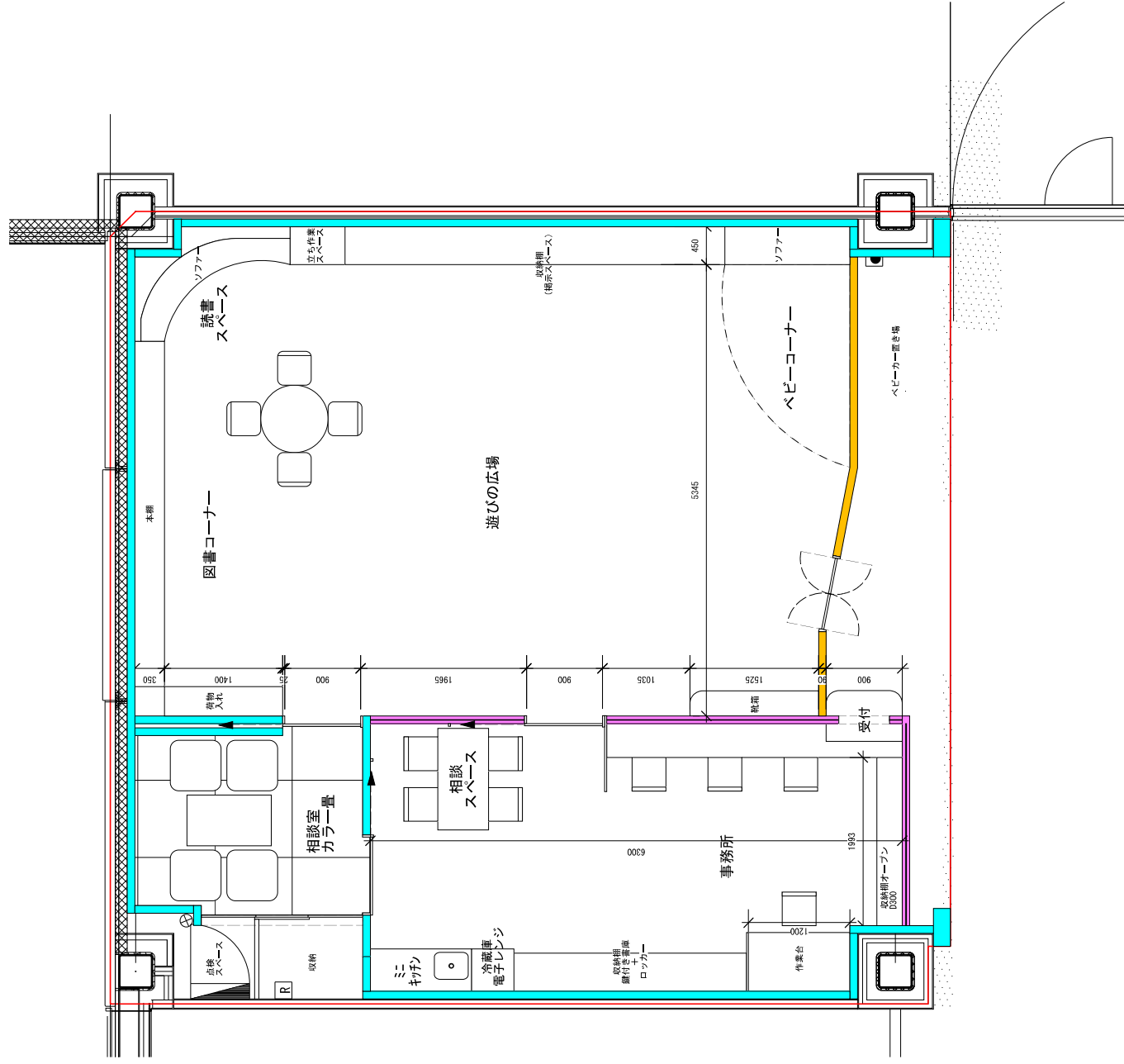
(5) 準備業務について

指定管理者としての指定に伴い、指定管理業務を円滑に開始するために必要な業務について、本市と別途協議の上、実施するものとします。

(6) その他の留意事項

指定管理者は、指定期間満了による場合や指定期間満了前の指定の取消が行なわれた場合、次期指定管理者が円滑かつ支障なく運営管理業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとします。

平面図



指 定 申 請 書

年 月 日

あて先

土岐市長

申 請 団 体

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

土岐市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による
指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

1 施設の名称

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請団体の組織の概要を記載した書類（登記簿謄本等）
- (4) 申請団体の財務状況を記載した書類（貸借対照表及び申請時における財産目録等）
- (5) その他市長が指定するもの

事業計画書

年 月 日

1 申請団体の概要

名 称			
代表者の氏名		設立年月日	年 月 日
電 話 番 号		F A X 番 号	
E-mailアドレス		U R L	

2 現在運営している類似施設

名 称	所 在 地	主 な 業 務 内 容	運 営 期 間	
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月
			開始	年 月
			終了	年 月

3 事業計画（別紙添付可）

1 申請団体の経営方針等に関する事項

①経営方針

②今回の公募に応募した動機

(その2)

2 施設の経営方針に関する事項

①施設の現状に対する考え方及び将来展望

- ・基本方針

- ・将来展望

②施設運営に関する計画

ア 利用者への対応等サービス向上に関する計画

イ 施設の利用向上に関する計画

ウ 管理経費に関する計画

(その3)

3 施設の管理に関する事項

①職員の配置に関する計画

ア 職員の配置表及び業務分担（指揮命令系統の明示した組織図を添付）

イ 職員の勤務時間、勤務表等勤務体制

4 個人情報の保護及び情報公開の措置に関する事項

(その4)

5 緊急時における対策に関する事項

6 その他

の管理に係る経費の収支予算書（ 年度分）

収入の部

科	目	予	算	額	説	明
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
合	計			円		

支出の部

科	目	予	算	額	説	明
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
合	計			円		

（注）

- 1 科目欄は具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他詳細に記入してください。
- 2 記載する項目が多いときは、この様式で定める事項について、別紙により作成して提出することができます。
- 3 収支予算書は、申請団体の会計年度ごとに作成してください。